

【重要】新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による入院見舞金の取扱終了について

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申し上げます。また、現在罹患されている皆さまの一日も早いご回復をお祈り申し上げます。

狭山商工会議所では、2022年9月26日(月)以降、新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅または宿泊施設にて医師の管理下で療養された「重症化リスクの高い方(※)」に対して、「入院」(以下、「みなし入院」といいます。)マイハースによる療養証明書及び保健所からの療養証明書を病気入院見舞金申請書の添付書類としてご提出いただくことで、お見舞金の支給対象とする取り扱いを行っております。

今般、2023年5月8日(月)以降、新型コロナウイルス感染症について、特段の事情が生じない限り、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の「五類感染症」に位置づけるとの方針が日本国政府から示されたことで、季節性インフルエンザと同等の位置づけとなり、現在講じられている同法上の「入院措置・勧告」「外出自粛」等の措置が適用されないこととなります。

こうした状況を踏まえ、2023年5月8日(月)以降の「みなし入院」を入院給付金の支払対象とする取扱を終了いたします。

※「重症化リスクの高い方」とは、「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、所定の新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方」「妊婦の方」となります。